令和８年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運 動 実 施 期 間　令和８年12月７日(月)～令和８年12月16日(水)

令和９年１月８日(金)～令和９年１月17日(日)

一 斉 街 頭 指 導 日　令和８年12月７日(月)・令和９年１月８日(金)

【重点目標】

１　こどもと高齢者の交通事故防止
２　歩行者の保護
３　自転車等の安全利用の促進
４　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
５　「ながらスマホ」及び飲酒・妨害・暴走運転の根絶

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に即した住民参加型の運動を行い、県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し実践されるように努めます。また、本運動終了後も、交通安全思想の普及啓発が地域に根ざした活動となるように努めます。

１　こどもと高齢者の交通事故防止

(1)　こどもの交通事故防止

・通学路、学校、公園周辺等での「思いやり運転」の励行

・こどもが正しい交通ルール・マナーを身につけるための交通安全教育

(2)　高齢者の交通事故防止

・明るい服装及び反射材の着用

・横断歩道の利用等の安全な道路横断方法に関する広報啓発等

・加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育等

２　歩行者の保護

・「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発等

・自動車には横断歩道で一時停止して歩行者を渡らせることなど交通ルール遵守の徹底、歩行者には横断する意思表示と譲ってもらった後の一礼を促すなど。「あいさつ県民運動」の浸透・定着の促進

・横断歩道を渡ること等、交通ルールの徹底と歩きスマホの危険性の周知

３　自転車等の安全利用の促進

・自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入を踏まえた交通安全教育等

・「自転車安全利用五則」の徹底

・自転車等利用時のヘルメット着用

・酒気帯び運転・ながらスマホの禁止に関する広報啓発等

・自転車等の点検整備と損害賠償責任保険等への加入促進

４　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

・全ての座席のシートベルト着用の徹底

・シートベルト・チャイルドシートの着用効果と正しい着用に関する広報啓発等

５　「ながらスマホ」及び飲酒・妨害・暴走運転の根絶

・運転中のスマートフォン等の通話や画面注視の危険性に関する広報啓発等

・飲酒・妨害・暴走運転を許さない気運向上に関する広報啓発等

・安全運転管理者・運行管理者等による交通安全教育

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加･体験･実践型の交通安全教育や広報啓発、街頭での交通安全指導や保護･誘導活動を行う。